

令和 8 年

衣浦衛生組合第 1 回協議会会議録

令和 8 年 5 月 29 日

令和8年第1回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和8年第1回衣浦衛生組合議会協議会は、令和8年5月29日（金）午前10時
衣浦衛生組合大会議室に招集された。

1. 議事日程

第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議会議員等の紹介

第2 協議事項（2） 衣浦衛生組合議会申合せ事項について

2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1から第2

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1 番 加藤 厚雄

2 番 森下 敏弥

3 番 藤田 宇哉

4 番 中西 里江

5 番 林田かなめ

6 番 荒川 義孝

7 番 神谷 直子

8 番 倉田 利奈

9 番 野々山 啓

10番 福岡 里香

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

事務局長 杉浦 浩二

庶務課長 安藤 理純

業務課長 芝田 啓二

5. 出席した事務局職員

庶務課 庶務係長 旭 陽将

業務課 課長補佐 糟谷 勲

業務課 課長補佐 富山 順子

業務課 課長補佐 磯貝 光好

6. 会議の経過

(午前10時開会)

○事務局長（杉浦浩二） それでは、お時間になりましたので、ただいまから組合構成市から議員10名をお迎えいたしまして、令和8年第1回衣浦衛生組合議会協議会を開催いたします。

協議会の会長は、衣浦衛生組合議会協議会規程第3条の規定により、会長は議長をもって充てると定められております。現在、協議会の会長、副会長とも空席でございますので、地方自治法第107条の規定に準じまして、年長の議員に臨時会長の職務を行っていただきたいと思います。

本日の出席議員の中で、加藤厚雄議員が最年長でございますので、加藤厚雄議員、臨時会長をよろしくお願いいたします。

○臨時会長（加藤厚雄） ただいま御紹介にあずかりました加藤厚雄でございます。

協議会会長が決定するまでの間、私が臨時会長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和8年第1回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。よって会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は配付してあります通知書のとおりであります。

協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○事務局長（杉浦浩二） 会長、事務局長。

○臨時会長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） ただいま議題となりました協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介につきまして、参考資料1により御紹介いたします。

名簿順につきましては、両市の議会から報告がありました名簿順に整理させていただいたものでありまして、御紹介は、この名簿順とさせていただきます。なお、本会議におきましても、この名簿順を議席順とさせていただく予定でございます。

それでは、お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、自席で御起立いただきたいと思っております。

衣浦衛生組合議会議員は、碧南市議会から選出の議員といたしまして、加藤厚雄議員。

○臨時会長（加藤厚雄） よろしく申し上げます。

○事務局長（杉浦浩二） 森下敏弥議員。

○審議員（森下敏弥） よろしく申し上げます。

○事務局長（杉浦浩二） 藤田宇哉議員。

○審議員（藤田宇哉） よろしく申し上げます。

○事務局長（杉浦浩二） 中西里江議員。

○審議員（中西里江） よろしく申し上げます。

- 事務局長（杉浦浩二） 林田かなめ議員。
- 審議員（林田かなめ） よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 高浜市議会から選出の議員といたしまして、荒川義孝議員。
- 審議員（荒川義孝） よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 神谷直子議員。
- 審議員（神谷直子） よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 倉田利奈議員。
- 審議員（倉田利奈） よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 野々山啓議員。
- 審議員（野々山啓） よろしくお願いいたします。
- 事務局長（杉浦浩二） 福岡里香議員。
- 審議員（福岡里香） よろしくお願いいたします。
- 事務局長（杉浦浩二） 以上でございます。

続きまして、本日出席をしております組合職員一般職の紹介をさせていただきます。

事務局長は私、杉浦浩二です。よろしくお願いいたします。

続きまして、庶務課長、安藤理純。

- 庶務課長（安藤理純） はい、安藤です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長（杉浦浩二） 業務課長、芝田啓二。
- 業務課長（芝田啓二） 芝田と申します。よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 業務課課長補佐、高橋文彦。高橋につきましては、本日、所用のため欠席しております。

業務課課長補佐、糟谷 勲。

- 業務課長補佐（糟谷 勲） 糟谷と申します。よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 業務課課長補佐、富山順子。
- 業務課長補佐（富山順子） 富山です。よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 業務課課長補佐、磯貝光好。
- 業務課長補佐（磯貝光好） 磯貝と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局長（杉浦浩二） 庶務課、庶務係長旭陽将。
- 庶務課庶務係長（旭陽将） 旭です。よろしく申し上げます。
- 事務局長（杉浦浩二） 以上で、協議事項（１）衣浦衛生組合議会議員等の紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 審議員（倉田利奈） 会長、動議。
- 臨時会長（加藤厚雄） ちょっと待って。まだ指名していませんので、倉田議員。
- 審議員（倉田利奈） 以前、事務局長の方から、紹介のあった順番で議席番号を決めるという

ようなお話がございました。碧南市議会議員さんにおきましては、碧南市の議会の議席番号順とお伺いしております。一方、高浜市では、あいうえお順ということですので、できれば私は、やはり同じように議席番号順にしていただけないかと思いますが、皆さんにお諮りいただけないでしょうか。

○臨時会長（加藤厚雄） この動議に賛成する方、みえますか。

〔なし〕

○臨時会長（加藤厚雄） 賛成する方みえませんが、今回のその動機については、検討はいたしません。

それでは、説明が終わりました。本件は、事務局の説明のとおり、本日の着席順を本会議において、議席が決定するまでの仮の議席とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（加藤厚雄） 異議ありという言葉がありましたので、今回はその件について諮っていきます。

本件は、説明のとおりすることに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○臨時会長（加藤厚雄） 挙手多数であります。よって本件は決定されました。

○臨時会長（加藤厚雄） 協議事項（２）衣浦衛生組合議会申合せ事項についてを議題といたします。本件について説明を求めます。

○事務局長（杉浦浩二） 会長、事務局長。

○臨時会長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） ただいま議題となりました協議事項（２）衣浦衛生組合議会申合せ事項につきまして御説明いたします。

この申合せ事項は、昨年５月２７日開催の組合議会協議会で決定されたものでございます。

初めに、１、議長、副議長の選出についてでございますが、（１）議長は、管理者の属する市以外の市の議員の中から選挙する。（２）副議長は、議長の属する市以外の市の議員の中から選挙するというものでございます。これにより、現在、管理者は高浜市長でございますので、議長は碧南市の議員、副議長は高浜市の議員からお選びいただくものでございます。

次に、２、監査委員の選出についてでございますが、議会選出の監査委員は、議長の属する市以外の市の議員の中から選出するというものでございます。これにより、議員選出の監査委員は、高浜市の議員の中から選出していただくものでございます。

次に、３、議案に関する質疑についてでございますが、議会会議規則では、質疑は同一の議題については、１人で３回を超えることができないとしておりますが、当初予算及び決算認定の議案につきましては、歳入、歳出それぞれ３回まで質疑することができるとしてしております。これは、

平成23年11月28日、組合議会協議会にて決定されたものでございます。

次に、4、一般質問についてでございますが、（1）実施する定例会は5月定例会を除く組合議会定例会、（2）質問順序は受付順、（3）質問時間は質問時間のみで20分以内、（4）質問方法はアの一括質問一括答弁方式、質問回数は3回まで、または、イの一問一答方式でございます。（5）提出期日は、定例会開会日の14日前から10日前までの間の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日の受付時間は正午までに事務局へ御提出いただいております。なお、但し書きにつきましては、令和6年5月31日組合議会協議会にて決定されたものでございます。次に、（6）一般質問通告書は別紙3ページ、4ページ両面に記載のとおりでございます。なお、一般質問通告書は、会議規則の精神を尊重し、理解し、質問の要旨をできるだけ具体的に分かりやすく記載することというもので、これは令和5年5月31日、組合議会協議会において決定されたものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、5、予算決算に関する概要説明会についてでございますが、予算については、予算案議案送付から定例会開催日までの間に、決算については、決算証書類閲覧の実施日に、それぞれの説明会を開催するというものでございます。

次に、概要説明会等への飲料水の持込みについてでございますが、概要説明会及び議会協議会においては、飲料水等、水、お茶を、水筒もしくはペットボトルに入れて持ち込めるものとするというもので、これは平成29年12月26日、組合議会協議会にて決定されたものでございます。2ページへ移ります。

7、申合せ事項の確認についてでございますが、改選期ごとに改めて協議並びに確認するものとするというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時会長（加藤厚雄） 説明が終わりました。何か質問、意見等はありませんか。

○審議員（倉田利奈） 会長。

○臨時会長（加藤厚雄） 倉田議員。

○審議員（倉田利奈） この議会というのは、基本、委員会付託がございません。予算決算につきましては、非常にこれ重要なことですし、すごく大きな額が動くわけですから、非常にここをしっかりと審議しなければならないところだと思っております。そういう意味でも、歳入歳出それぞれ3回までというところになりますと、1回の質問が非常に多くなります。そうなった場合、当局側も非常に幾つもいっぱい質問されてしまうものですから、答えるのにきっと頭の中がなかなかうまく整理ができるのが難しくなるかと思っておりますし、これまでも答弁漏れとか非常に多かったというところもございますので、やはりこの議案につきまして、歳入、歳出については、それぞれ3回までというところについては、ぜひこちらにつきましては変更というか、歳入、歳出、それぞれではなく、ここにつきましては、委員会付託がないのであれば、しっかりここ議論できるように、回数制限を設けないようにお願いしたいと思っております。取りあえず、1点目

はその部分でございます。

○臨時会長（加藤厚雄） その件について、事務局の方で、これ歳入、歳出一括して3回なのか、例えば款ごとなのか、ちょっと確認を。

○庶務課長（安藤理純） 会長、庶務課長。

○臨時会長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） こちらは歳入につき一括、歳出につき一括という形でございます。

以上でございます。

○臨時会長（加藤厚雄） ただいま予算決算についての質問の回数は、歳入一括して3回、歳出一括して、それぞれ3回ということなのですけれども、この件について、回数について、ほかに意見等はありませんか。従来のもまでもいいということ、増やした方がいいということと、また減らしてもいいとか、いろいろな意見もあるでしょうけれども。御意見等ありませんか。

○審議員（倉田利奈） 会長。

○臨時会長（加藤厚雄） 倉田議員。

○審議員（倉田利奈） せめて、今の説明でいけば、款ごと。款ごとで歳入歳出3回ずつとかにして、特に歳出ですね。ここの部分にしていただかないと、やはり議論が噛み合わないというか、当局の方々も非常に大変だと思います、答弁。なので、ぜひともそれを取り入れていただけたらと思っております。

○臨時会長（加藤厚雄） 事務局に確認しますけれども、私も衣浦衛生組合、久々なのですから、款は幾つぐらいありますか。

○庶務課長（安藤理純） 会長、庶務課長。

○臨時会長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） 款につきましては、予備費まで入れて、5款でございます。

以上でございます。

○臨時会長（加藤厚雄） ただいま、歳入歳出それぞれ一括して3回という案と、せめて5款ある1款ごとに3回の質問ではどうかという意見が出ましたけれども、この件についての御意見等があれば発言してください。

ほかに御意見等ありませんので。

○事務局長（杉浦浩二） 会長、事務局長。

○臨時会長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） 今、質問回数を3回以上または款ごとにそれぞれしてもどうですかという御意見でしたけれども、ここで事務局としては改めて原則、規定ではどうなっているかということは、まず御説明させていただきたいと思います。質問回数については、組合議会会議規則第18条で決められておりまして、質疑は同一の議題について、1人で3回を超えることはできないと。但し書きがありまして、但し特に議長の許可を得たときは、この限りでないと。これが

会議規則の規定になっております。ですので、同じ議題に対しては3回ということは規定に決まっていると。但し、平成21年以降の話し合いの中で、恐らくは予算決算等については幅が広いということで、予算決算について、それぞれ3回にしようということで決められたという経緯がございますことを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○臨時会長（加藤厚雄）　ですので、あくまでも予算決算の議案という考えで、議案については3回までというふうなのを引き継いでいるということなのですね。ほかに御意見等ありませんか。なければ、従来のままでいいのか、先ほど倉田議員の方から出た、せめて款ごとに3回ということで、従来のまま1つの議案について、今回、予算決算は特別に歳出で3回、歳入で3回、従来のままでもいいという方で、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○臨時会長（加藤厚雄）　挙手多数でありますので、従来のとおり、歳入、歳出それぞれ3回までの質疑ということにさせていただきたいと思います。

ほかに、この申合せ事項についての御意見等はありませんか。

○審議員（倉田利奈）　会長。

○臨時会長（加藤厚雄）　倉田議員。

○審議員（倉田利奈）　6の飲料水の持込みについてというところなのですが、高浜市議会におきましては、本会議においても飲料水の持込みについては許可されております。今、申合せ事項を読みますと、概要説明会議会協議会においてはということになっておりますので、ここの部分につきましては、特に制限を設けないでいただきたいという意見です。

一般質問はある程度時間、限られておりますけれども、特に決算とか予算、この辺り、事務局長とか答弁する回数、すごく多くなりますし、そのようなときでも、お茶1杯とか、水1杯飲めないような今、状況でございますので、高浜市議会同様、やはりここは健康の面、そして体調管理というか、体調を維持するためにも、やはりここの部分については、持込みについては、特に概要説明会及び協議会においてはということではなく、議場において、水やお茶、特にメーカーが見えるような形とか、そういうものは駄目かと思いますが、ペットボトルであれば外の紙を取るとか、あとは水筒につきましては、特に問題なく持ち込めるということをお願いしたいと思います。

○臨時会長（加藤厚雄）　その飲料水持込み、どの地方自治体でも、本会議においては基本的に持込みは安全上の問題から廃止されているのですけれども、事務局、この経緯について説明してください。

○庶務課長（安藤理純）　会長、庶務課長。

○臨時会長（加藤厚雄）　庶務課長。

○庶務課長（安藤理純）　まず、現在の組合議会会議規則におきましては、特段、飲食を規制す

るような明確な定めはございません。

議場内での飲食につきましては、先ほど、倉田議員からお話がありましたとおり、高浜市につきましては、申合せで実は原則禁止となっておりますのですが、議長が許可した場合に限り、配慮の上、ペットボトル、水筒等で持ち込まれているような状況でございます。

一方、碧南市につきましては、こちらは明確に禁止されておりまして、発言者用に、事務局で水差しを用意しているということをお聞きしておる状況でございます。いずれにいたしましてもこの申合せ事項の中で、話し合いをしていただければいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○臨時会長（加藤厚雄） それではほかに、会議体において飲料水やペットボトルの水分補給のためにあったほうがいいというほか意見ありませんか。このままでいくと、本会議は駄目なのだよ。本会議は駄目なのだけでも、説明会とか協議会がいいとなっているのですけれども。だからあまりないでしょうけれども、本会議が長いときは休憩という方法もありますしね。

ほかに御意見等ありませんか。

○審議員（倉田利奈） 会長。

○臨時会長（加藤厚雄） 倉田議員。

○審議員（倉田利奈） ありがとうございます。先ほど、今、会長が、ほかのところでは基本、持ち込まないということなのですからけれども、ほかというのはどこなのかというのを教えていただけますでしょうかというところと、高浜市は、やはりコロナ禍からは、やはりきちんと水分を取って体調管理をしましょうということで、基本、持込みは認められておりますし、皆さん飲んでみえますので、ちょっと合わせてそこはお伝えしたいなと思っております。

○臨時会長（加藤厚雄） 私に対する質問が。

○庶務課長（安藤理純） 会長、庶務課長。

○臨時会長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） すみません。ほかの市の状況ということでお聞きされていまして、事務局から御紹介をさせていただきます。

まず、碧南高浜市を含む近隣8自治体の状況を調査いたしましたところ、議場への飲み物の持込みを明確に許可している団体というのは1団体。それも特別な事情がある場合のみ、議長の許可を得る条件付きで1団体のみでございまして、持込みできない団体が3団体。規定がない団体が4団体という状況でございました。これが事務局からの御紹介となります。

以上です。

○審議員（神谷直子） 会長。

○臨時会長（加藤厚雄） 神谷議員。

○審議員（神谷直子） 高浜市、その議長が許可しているとありますけれども、その水差しももう中止にしたのですよ。その事務局員さんの負担を減らすというために、水差しも禁止にしよう

ということになりまして、本会議中でも各々各自、御用意した飲料水を飲んでもいいという、そういう経緯がございますので、むやみやたらに、うちは許しているという感じではなくて、事務局員さんも少ないですし、皆さんの負担を減らしていこうということで許可されているという理解を付け加えさせていただきます。

○臨時会長（加藤厚雄） 確かに、碧南市議会においても、持込みは駄目なのですが、そのどういったものが来るか分かりませんので、事務局で用意した水に関しては、一般質問するときには飲むことができますので、この本会議に、衣浦衛生組合でも、質問時間が20分ですが、その都度、休憩するか、休憩しないかにもよってきますけれども、皆さんの御意見で20分はとてもじゃないけれども、飲料水ないと質問を続けられないという。

○審議員（倉田利奈） 会長。

○臨時会長（加藤厚雄） 倉田議員。

○審議員（倉田利奈） なぜそれが持ち込めないのかというのが、しっかり今納得できないのですけれども、私は特にずっと当局の方がずっと答えていただいているという場面も今までありました。やはり、そういう場面を見ると、やはり、その都度、口を潤していただいた上で、快適な体調の状態でお答えいただけるというのが、すごく、それは私たちにとってもいいことですし、市民にとってもいいことだと思っております。そして、私たちも、いわゆる一般質問していても、水差しというもの、ここではございませんので、やはり個人的に持込みを可としていただかないと、なかなかこれ、その都度、休憩とおっしゃいますけれども、なかなか議論が続いていたり、一般質問はいいと思います。1人ずつ休憩していただいてもいいかと思うのですけれども、でもなかなかそういうところも、うちだと一般質問で休憩途中で取ったっていう私も記憶がありませんので、大体2人ぐらい続けてやっておりますので。ですから、やはり運営のことも考えますと、例えば、10時から12時まで、お昼ぐらいまで一般質問でやるのであれば、その間は続けてやるということであれば、やはり飲み物については持込み可ということで、お願いしたいと思います。なぜそれができないのかというのが、逆によく分からないので、その持ち込んだことによってそれを投げたりとか、そういうことですか。それで言ったら例えばこういうマイクだって、そういう凶器にもなりますし、いろいろなこともございますので、やはりそれはどんなことでも起こり得ますけれども、やはり飲み物については持込み可でよろしいかと思います。お願いいたします。

○臨時会長（加藤厚雄） 私の見解から言うと、本会議場で議員が持込みが可ということになると、当然、傍聴の方も可になってしまうので、そういったペットボトルにどういった薬物や危険物が含まれている場合でも入るという可能性がゼロではないということで、安全性の問題から、ほとんどが原則禁止されているのですよね。

○審議員（倉田利奈） 会長。

○臨時会長（加藤厚雄） 倉田議員。

○審議員（倉田利奈） すいません。安全上の問題と言ったら、かばんの中でうちは入り口のと

ころで持ち物検査するわけではありませんから、かばんの中だって持ち込める可能性はございますので、だからといって、その飲み物が禁止というのが、私は納得できないのですけれども、どんなもので持ち込めますし、私だってこうやってかばんの中にお茶をいつも入れて持ち込んでいます。もしも傍聴席の方に関しては、飲むのはここでは禁止ですということで、傍聴席の方は自由に出入りもできますので、それは別に特に規制するものではないかもしれないというところもございますし、何かそういう危険物を持ち込むからいけないというのであれば、危険物は幾らでも持ち物検査していませんので、持ち込もうと思えば持ち込めておりますので、なぜそこで飲み物が駄目だというのが、ちょっと私理解できないのですけれども。なので、別にそんな持ち物検査をやっているわけではございませんので、飲み物につきましては、やはりそこは寛大に自由に飲めるような形にさせていただきたいと思います。

○臨時会長（加藤厚雄） 過去に、いろいろなこの密閉された議場なり、例えば電車なりバスなり、そういったところで、やはり持ち込まれたその物によって、安全性が損なわれたという歴史から来ているのですけれども、だけど逆のことを言うと、事務局の方で、水を用意するという方法もあるかもしれませんが、ほかに御意見あれば。大丈夫ですか。ほかこれについて御意見ありませんか。

○事務局長（杉浦浩二） 会長、事務局長。

○臨時会長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） ただいま、傍聴人の関係の危険物について云々というお話がありましたが、確かに手荷物検査まではしてはおりませんけれども、衣浦衛生組合議会傍聴人取締規則ということで、傍聴人については凶器その他危険の恐れのある物品を携帯している者は傍聴を許さないですとかということもありまして、基本的には危険物となり得るものというのは、議場には持ち込まないという精神にのっとりやっているものということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○臨時会長（加藤厚雄） ほかに御意見ありませんか。ほかに御意見なければ、本会議においての飲料水の持ち込みを可とするという意見が出てきましたので、その件について、従来のまま、本会議はなしで、協議会や説明会においては、飲料水、または水筒、またはペットボトルを持ち込めるものとする、従来の申合せ事項のままでのことに関して、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○臨時会長（加藤厚雄） では、これも従来の申合せ事項のままといたします。ほかに申合せ事項についての御意見等はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○臨時会長（加藤厚雄） ほかに質問等もないようですから、これにて協議を終結いたします。お諮りいたします。

本件は、事務局の説明のとおりにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（加藤厚雄） 異議がありますので、挙手によりお諮りいたします。

本件は、事務局の説明のとおりとすることに、賛成の方の議員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○臨時会長（加藤厚雄） 挙手多数であります。

よって、本件は決定されました。

○臨時会長（加藤厚雄） 以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

これにて、令和８年第１回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

（午前10時33分閉会）

以上は、令和８年５月29日に行われた令和８年第１回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和８年５月29日

臨時会長 加藤 厚 雄